

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名 : 道路交通法施行令
根 拠 条 項 : 第34条第4項第2号
処 分 の 概 要 : 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定
原権者(委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 30日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 警察本部交通部運転免許センター 教習所係
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部交通部運転免許センター 教習所係 (電話 018-863-1111 内線 735-322)
備 考 :

別紙

凡例

- 1 「法」…道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 2 「令」…道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」…道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 4 「技能検定員審査規則」…技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）
- 5 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
- 6 「教習の標準」…指定自動車教習所の教習の標準について（通達）（平成31年4月8日付け警察庁丙運発第14号）

令第34条第3項第2号又は第4項第2号の旅客自動車の運転に関する教習（法第96条第5項の運転経験2年の規定を適用して第二種免許を受けようとする者に対して行う教習）を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）の指定の基準は、次によること。

1 届出

法第98条第2項に基づく届出をしていること。

2 管理者

令第35条第1項に規定する指定教習所の管理者と同一の要件を備えた管理者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）が置かれていること。

3 指導員

次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。

ア 24歳以上の者であること。

イ その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が3年以上の者であること。

4 コース

次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有するものであること。

ア コース敷地の面積が8,000平方メートル以上のものであること。

イ コースの種類、形状及び構造が府令別表第3に適合するものであること。

5 教習車両

次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な種類の自動車を備えていること。

- ア 教習指導員が応急の措置を講ずることができる装置を備えているものであること。
- イ 自動車の大きさ等は、別添第1に適合するものであること。

6 施設

技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

7 教習時間

技能教習及び学科教習の時間は、別添第2に適合するものであること。

8 教習方法

技能教習及び学科教習の方法は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

(1) 教習計画の作成

あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

(2) 教習期間

大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

(3) 技能教習実施上の留意事項

技能教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。

イ 教習を受ける者1人に対する教習時限は、1日3時限以下とすること。

ウ 各段階別の最後の教習時限にみきわめを行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第3段階のみきわめを行うときは、第3段階及びそれ以前の段階の教習について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

エ 同時に使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

(4) 学科教習実施上の留意事項

学科教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。

イ 教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。

ウ 必要な教習項目については、実習を行うこと。

エ 教習の最後にみきわめを行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

9 大型自動車又は中型自動車による教習を実施する場合

ア 大型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に大型自動車（バス型、乗車定員30人以上、長さ10.00メートル以上、幅2.40メートル以上、最遠軸距5.15メートル以上）を使用した大型仮免許の試験を受けさせること。

イ 中型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下、長さ8.20メートル以上、幅2.25メートル以上、最遠軸距4.20メートル以上）を使用した中型仮免許の試験を受けさせること。

10 修了証明書

所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に対し、別記様式の修了証明書を発行すること。

別添第1 旅客自動車教習所の教習車両の標準

自動車の種類	車 体 の 大 き さ 等				備 考
	長 さ	幅	最遠軸距	輪 距	
乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.4メートル以上	5.15メートル以上		
乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.2メートル以上	2.25メートル以上	4.2メートル以上		
乗車定員5人以上の普通自動車	4.4メートル以上	1.69メートル以上	2.5メートル以上	1.3メートル以上	
車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車					20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの。
車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車					

牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するために使用される普通自動車で、専ら被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの

被牽引車を牽引する自動車は、4輪のものであること。

別添第2 旅客自動車教習所教習時限等
第1 技能教習時限表

受けようとする 第二種免許の自動車	現に 有する免許	教習区分			
		第1段階	第2段階	第3段階	計
大型自動車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	中 型 免 許	6	10(6)	16(10)	32(16)
	8t限定免許	7	12(7)	19(12)	38(19)
	オートマチック車8t限定免許	8	13(8)	21(14)	42(22)
	準 中 型 免 許	6	14(7)	20(12)	40(19)
	5t限定免許	7	15(9)	22(13)	44(22)
	オートマチック車5t限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)
	普 通 免 許	7	15(9)	22(13)	44(22)
	オートマチック車限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)
	大特(無限定)免許	11	22(15)	33(18)	66(33)
大特(カタピラ)免許	12	26(17)	38(21)	76(38)	
中型自動車	大 型 免 許	4	7(4)	11(7)	22(11)
	中 型 免 許	4	7(4)	11(7)	22(11)
	8t限定免許	5	10(6)	15(9)	30(15)
	オートマチック車8t限定免許	6	11(7)	17(11)	34(18)
	準 中 型 免 許	5	11(5)	16(10)	32(15)
	5t限定免許	6	12(7)	18(11)	36(18)
	オートマチック車5t限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)
	普 通 免 許	6	12(7)	18(11)	36(18)
	オートマチック車限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)
	大特(無限定)免許	10	20(12)	30(18)	60(30)
大特(カタピラ)免許	12	24(16)	36(20)	72(36)	
普通自動車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	オートマチック車8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)
	準 中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	5t限定免許	5	9(5)	14(9)	28(14)
	オートマチック車5t限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)
	普 通 免 許	5	9(5)	14(9)	28(14)
	オートマチック車限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)
	大特(無限定)免許	10	19(12)	29(17)	58(29)
大特(カタピラ)免許	11	23(15)	34(19)	68(34)	
オートマチック車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	オートマチック車8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)
	準 中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)
	5t限定免許	5	9(5)	14(9)	28(14)
	オートマチック車5t限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)
	普 通 免 許	5	9(5)	14(9)	28(14)
	オートマチック車限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)
	大特(無限定)免許	9	18(11)	27(16)	54(27)
大特(カタピラ)免許	11	21(12)	32(20)	64(32)	
大型特殊自動車 (無限定)	大 型 免 許	3	6	9	18
	中 型 免 許	3	6	9	18
	(8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む)	3	6	9	18
	準 中 型 免 許	3	6	9	18
	(5t限定免許・オートマチック車5t限定免許を含む)	3	6	9	18
普 通 免 許	3	6	9	18	
(オートマチック車限定免許を含む)	3	6	9	18	
大特(無限定)免許	2	4	6	12	
大特(カタピラ)免許	3	6	9	18	
大型特殊自動車 (カタピラ限定)	大 型 免 許	3	5	8	16
	中 型 免 許	3	5	8	16
	(8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む)	3	5	8	16
	準 中 型 免 許	3	5	8	18
	(5t限定免許・オートマチック車5t限定免許を含む)	3	5	8	18
普 通 免 許	3	5	8	16	
(オートマチック車限定免許を含む)	3	5	8	16	
大特(無限定)免許	2	3	5	10	
大特(カタピラ)免許	2	3	5	10	
牽引自動車	対 応 する 免 許	2	4	6	12

備考 1 1 教習時限の時間は、50分とする。
2 () 内は内数で、路上教習の時限数を示す。

イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目

現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。	

(2) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特第二種免許	牽引第二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	—	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	—	—	1	1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	—

(3) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
—	学科（一）の教習は、(1)の表の項目1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
—	<p>項目17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。</p> <p>ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。</p> <p>イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。</p> <p>なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。</p> <p>ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。）。</p> <p>エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。</p> <p>また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。</p>

2 旅客自動車教習所における学科教習項目

教 習 項 目	時限数
1 信号に従うこと (項目2)	
2 標識・標示等に従うこと (項目3)	
3 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ (項目4)	
4 路線バス等の優先 (項目5)	
5 交差点等の通行、踏切 (項目6)	
6 安全な速度と車間距離 (項目7)	
7 歩行者の保護等 (項目8)	
8 安全の確認と合図、警音器の使用 (項目9)	
9 進路変更等 (項目10)	
10 追越し (項目11)	
11 行き違い (項目12)	
12 駐車と停車 (項目13)	
13 乗車と積載 (項目14)	
14 交通事故のとき (項目15)	
15 旅客自動車に係る法令の知識 (項目16)	2
16 適性検査結果に基づく行動分析 (項目21)	
17 安全運転と人間の能力 (項目22)	
18 車に働く自然の力と運転 (項目23)	
19 悪条件下での運転1 (項目24)	
20 悪条件下での運転2 (項目25)	
21 経路の設計 (項目26)	
22 高速道路での運転 (項目27)	
23 特徴的な事故と事故の悲惨さ (項目28)	
24 自動車の機構と保守管理 (項目29)	
合 計	24

備考1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2 () 内に記載する第二種免許に係る指定教習所の教習の標準の学科教習項目と合同で実施できるものとする。

別記様式

第 号

旅客自動車教習所修了証明書

--

住 所

押出し

氏 名

スタンプ

年 月 日生

自動車の種類	
--------	--

上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車

の教習を修了した者であることを証明する。

年 月 日

所在地

公安委員会指定

名 称

管理者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。